

## 道内市町村における大学等高等教育機関での修学等に係る各種支援制度の概要（令和5年4月現在）

## 【留意事項】

本資料は、各種支援制度の概要を記載したものです。制度の詳細（※）は、必ず、各市町村の担当部署に御確認ください。

※1 「応募要件の概要」欄等に記載されている「大学等」の範囲は、事業を実施している市町村により異なります。

※2 「金額」欄に記載されている金額は、学校種（大学・短大等）や設置者（国公立・私立）などにより金額が異なる場合があります。

※3 制度の対象者、所得要件、募集人数、他の支援制度との併用の可否、返還免除の要件などの諸条件は、事業を実施している市町村により異なります。

※4 高等学校（相当する学校を含む。）に関する情報は省いておりますので、各市町村や進学先の学校等に御確認ください。

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に住居等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号(半角数字)	
留萌	留萌市	貸与型	住民	留萌市奨学基金	留萌市民であって、大学等に在学し、経済的理由によって修学困難な者であって、身体健康、学業優秀、性行善良な者	月額18,000円以内 (在学期間中)	令和5年2月1日～2月28日	—	留萌市教育委員会学校教育課庶務係	0164-42-3006	<a href="http://www.e-rumoi.jp/gakkoukyo/uiku/gak_00008.html">http://www.e-rumoi.jp/gakkoukyo/uiku/gak_00008.html</a>
留萌	留萌市	貸与型	医療従事 (医師以外)	留萌市看護師等修学資金貸付事業	看護師等養成施設に在学する者で、将来留萌市内の医療機関（留萌市立病院以外）において看護師等の業務に従事しようとする意志を有する者	いずれも在学中 看護師：月額50,000円以内 准看護師月額30,000円以内 助産師：月額200,000円以内 理学療法士：月額35,000円以内 作業療法士：月額35,000円以内	令和4年2月14日～3月31日	養成施設卒業日の属する学年の末日から1年を経過する日の翌日まで、留萌市内の医療機関において看護師等の業務に従事し、引き続き当該修学資金の貸付期間の1.5倍に相当する期間、当該業務に従事したとき	留萌市市民健康部保健医療課（保健福祉センター内）	0164-49-6050	<a href="https://www.e-rumoi.jp/hokeniryoku/page20_00029.html">https://www.e-rumoi.jp/hokeniryoku/page20_00029.html</a>
留萌	留萌市	貸与型	医療従事 (医師以外)	留萌市立病院看護師修学資金貸付事業	看護師養成施設に在学する者で、将来留萌市立病院において看護師の業務に従事しようとする意志を有する者	月額50,000円以内 (在学期間中)	随時（予算の範囲内）	養成施設卒業日から1年以内に留萌市立病院において看護師の業務に従事し、その在職期間が修学資金の貸付を受けた期間の1.5倍以上の期間、当該業務に従事したとき	留萌市立病院事務部総務課	0164-49-1011	<a href="http://rumoi-hp.jp/medical/funding_nurse.html">http://rumoi-hp.jp/medical/funding_nurse.html</a>
留萌	留萌市	貸与型	医療従事 (医師)	留萌市立病院医師修学資金貸付事業	道内の大学の医学の正規の課程に在学する者で、将来、留萌市立病院において医師の業務に従事しようとする意思を有している者	月額120,000円以内 (在学期間中) 入学金に相当する額（入学した初年度の4月末日までの申請に限る） 授業料に相当する額（申請日の属する月以後の授業料に相当する額）	随時（予算の範囲内）	大学卒業日から1年以内に医師国家試験に合格し、当該合格の日の翌月から留萌市立病院において臨床研修を受け、かつ臨床研修修了月の翌月から8年以内に、修学資金の貸付期間に相当する期間医師の業務に従事したとき	留萌市立病院事務部総務課	0164-49-1011	<a href="http://rumoi-hp.jp/medical/funding_doctor.html">http://rumoi-hp.jp/medical/funding_doctor.html</a>

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に住居等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号(半角数字)	
留萌	留萌市	貸与型	特定業種	保育士確保対策助成事業	指定保育士養成施設へ入学し、卒業後、留萌萌幼舎が運営する保育所の正職員として就労を希望する者	入学準備金200,000円以内（別途留萌萌幼舎が貸付する入学準備金300,000円以内に対し、上乗せして助成）	令和4年4月1日～令和5年3月31日	留萌萌幼舎が運営する保育所において、正職員として、週36時間以上かつ引き続き5年間従事したとき	留萌市教育委員会子育て支援課	0164-42-1808	<a href="https://www.e-rumoi.jp/kosodate/page30_00045.html">https://www.e-rumoi.jp/kosodate/page30_00045.html</a>
留萌	増毛町	貸与型	住民	増毛町奨学金	増毛町に住所を有する者の子弟で、学資の支弁が困難な者であって、学術優秀、品行方正、身体強健な者	月額24,000円以内（正規の修学期間以内）	募集中	—	増毛町総務課庶務係	0164-53-1111	<a href="http://www.town.mashike.hokkaido.jp/kosodate/svochuyukou.html">http://www.town.mashike.hokkaido.jp/kosodate/svochuyukou.html</a>
留萌	増毛町	貸与型	福祉従事	増毛町介護従事者養成修学資金貸付事業	介護福祉士の養成施設等に在学している者で、将来増毛町で介護業務に従事しようとする者	月額50,000円以内（在学期間中）	募集中	養成施設等を卒業後、町内で介護業務に従事した期間が借受期間の2倍に相当する期間に達したとき	増毛町立明和園	0164-53-1601	—
留萌	小平町	貸付	医療従事	小平町保健師等修学資金及び就業資金貸付条例	修学資金の貸付けを受けることができる者は、保健師等を育成する法の規定に基づく大学又は学校、学院若しくは養成所等（以下「養成機関」という。）において入学を許可された者又は既に在学している者であって、将来、小平町の保健師等として5年以上従事しようとする者とする。	修学資金の貸付期間は4年以内とし、貸付金額は月額5万円以内（240万円以内）	随時	・修学資金の貸付けを受けた者が、養成機関を卒業後、当該免許を取得し、1年以内に小平町の職員となり、かつ、引き続き在職した場合において、その引き続き在職期間のうち、保健師等として業務に従事した期間が5年に達したときは、貸付金の返還の債務を免除することができる。 ・修学資金の貸付けを受けた者が、3年を超える期間、保健師等として業務に従事したときは、貸付金の返還の債務の一部を免除することができる。	保健福祉課健康づくり係	0164-56-2111	<a href="https://www.town.obira.hokkaido.jp/hotnews/detail_sp/0003190.html">https://www.town.obira.hokkaido.jp/hotnews/detail_sp/0003190.html</a>
留萌	苫前町	貸与型	福祉従事	苫前町修学就労雇用資金助成事業	介護福祉士又は社会福祉士の養成施設に在学している者で、将来苫前町で介護業務等に従事しようとする者	月額50,000円以内（在学期間中）	随時	養成施設を卒業後、苫前町内で介護業務等に5年間（町内出身者は3年間）従事したとき	苫前町保健福祉課福祉係	0164-64-2215	—
留萌	初山別村	貸与型	住民	初山別村奨学金	初山別村に定住する方の子等で、大学等に在学し、経済的理由により修学困難な者であって、身体健康、学業が優れ品行善良な者	月額40,000円以内（在学期間中）	随時	—	初山別村教育委員会総務係	0164-67-2136	—
留萌	初山別村	貸与型	医療従事（医師以外）	初山別村保健師修学資金貸付	保健師養成施設に在学する者で、将来初山別村で保健師として従事しようとする者	年額4,800,000円以内	採用予定がある場合のみ募集	養成施設卒業後1年以内に初山別村で保健師業務に従事し、その期間が5年に達したとき	初山別村住民課健康福祉係	0164-67-2211	—

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に住居等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号(半角数字)	
留萌	初山別村	貸与型	特定業種	初山別村保育士修学資金貸付	保育士養成施設に在学する者で、将来初山別村で保育士として従事しようとする者	年額1,080,000円以内	採用予定がある場合のみ募集	養成施設卒業後1年以内に初山別村で保健師業務に従事し、その期間が5年に達したとき	初山別村住民課健康福祉係	0164-67-2211	—